（証券コード　5408）
平成27年６月10日

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目１番66号
株式会社　中 山 製 鋼 所
代表取締役社長　森　田　俊　一

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示くださいまして、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時）

２．場　　所　大阪市大正区船町一丁目１番66号　当社本社
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項
(1) 第121期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第121期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役３名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

（お知らせ）
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告書謄本は、別添の「第121期報告書」に記載のとおりであります。ただし、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、「第121期報告書」には記載しておりません。
◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、資源節約のため本招集ご通知および添付資料「第121期報告書」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

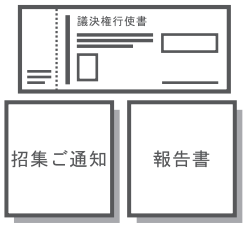

書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会前日の平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

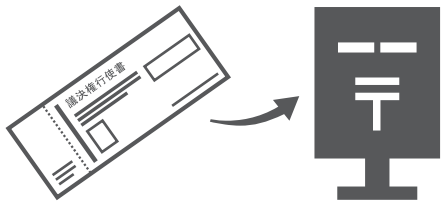

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第30条の新設および現行定款第37条の一部を変更するものであります。あわせて、定款第30条の新設に伴い、以下の条数を繰り下げるものであります。なお、変更案定款第30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第20条～第29条　（記載省略）	第20条～第29条　（現行どおり）
（新　　設）	（取締役の責任限定契約） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第30条～第36条　（記載省略）	第31条～第37条　（現行どおり）
（社外監査役の責任限定契約） 第37条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任限定契約） 第38条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第41条　（記載省略）	第39条～第42条　（現行どおり）

第２号議案　取締役３名選任の件

取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	森田俊一（もりたしゅんいち） （昭和19年10月29日生）	昭和42年４月　東洋鋼鈑株式会社入社 平成８年６月　同社本社商品開発部長 平成９年６月　同社取締役 平成12年６月　同社常務取締役 平成16年６月　同社専務取締役機能材料部門管掌 平成18年４月　同社取締役専務執行役員生産本部長兼下松工場長 平成22年６月　同社顧問 平成24年３月　同社退職 平成25年３月　当社顧問 平成25年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	22,000株
2	箱守一昭（はこもりかずあき） （昭和28年２月８日生）	昭和55年４月　当社入社 平成11年９月　当社第二圧延部長 平成14年10月　当社生産技術部圧延総括部長 平成15年８月　当社生産技術部長 平成17年６月　当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当 平成21年４月　当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当 平成22年６月　当社取締役圧延部門、品質管理、商品開発担当 平成23年２月　当社取締役営業本部長兼商品開発担当 平成24年11月　当社取締役営業、アモルファス担当 平成25年６月　当社専務取締役営業、購買、製造、安全防災環境部門、エンジニアリング事業統括兼経営支援室長 平成26年６月　当社専務取締役営業、購買、製造、エンジニアリング、安全防災、環境管理部門 統括 現在に至る	59,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	中村　佐知大（なかむら　さちお） （昭和32年２月22日生）	昭和54年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成13年４月　同行谷町支店長 平成15年３月　株式会社ＵＦＪホールディングス（現株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）広報部長兼株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）広報部長 平成16年10月　株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）東京法人営業第２部長 平成18年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行営業第一本部営業第四部長 平成19年２月　同行公共法人部長 平成21年６月　三菱ＵＦＪスタッフサービス株式会社代表取締役副社長 平成23年７月　エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社代表取締役社長 平成25年６月　当社顧問 平成25年６月　当社常務取締役管理部門統括　現在に至る	7,000株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、平成25年３月28日に株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定を受け、事業再生計画に基づいて、現在再建中であります。平成25年６月18日開催の第119回定時株主総会において、当社の組織運営体制は、分散化した権限を集約し意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を６名から法定最低人数である３名にスリム化するとともに、取締役３名のうち２名を外部招聘の新任取締役として選任し、経営体制の刷新を図りました。

現在当社は社外取締役を選任しておりませんが、今回の会社法改正の趣旨である企業価値向上のために、出身元が社外である取締役が取締役会の過半数を占め、十分に社外の視点を踏まえた経営が図られる体制を整えているとともに、経営再建中であるため、迅速な意思決定と可能な限りの経費節減が求められている当社において、社外取締役を置くことは相当でないと判断しました。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
中務正裕（なかつかさまさひろ） （昭和40年１月19日生）	平成６年４月　弁護士登録　大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 現在に至る 平成17年８月　米国Kirkland & Ellis LLP勤務 （～平成18年７月） 平成18年４月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年６月　浅香工業株式会社社外監査役 現在に至る 平成27年４月　大阪弁護士会副会長就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 浅香工業株式会社社外監査役 貝塚市公平委員 公益社団法人総合紛争解決センター和解あっせん人・仲裁人候補者 大阪弁護士会副会長	0株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．中務正裕氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、企業法務等を専門とした弁護士としての豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断したものであります。
また、当社は平成20年６月27日に同氏を当社独立委員会の委員に選任しております。
４．同氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定です。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　株式会社 中山製鋼所 事務管理センター７階　大ホール
電　話　(06) 6555－3111（代表）

交通手段　●ＪＲ大阪環状線　大正駅
市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車（所要時間約20分）
●地下鉄長堀鶴見緑地線　大正駅２番出口
市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車（所要時間約20分）
●阪神なんば線　ドーム前駅２番出口
市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車（所要時間約25分）

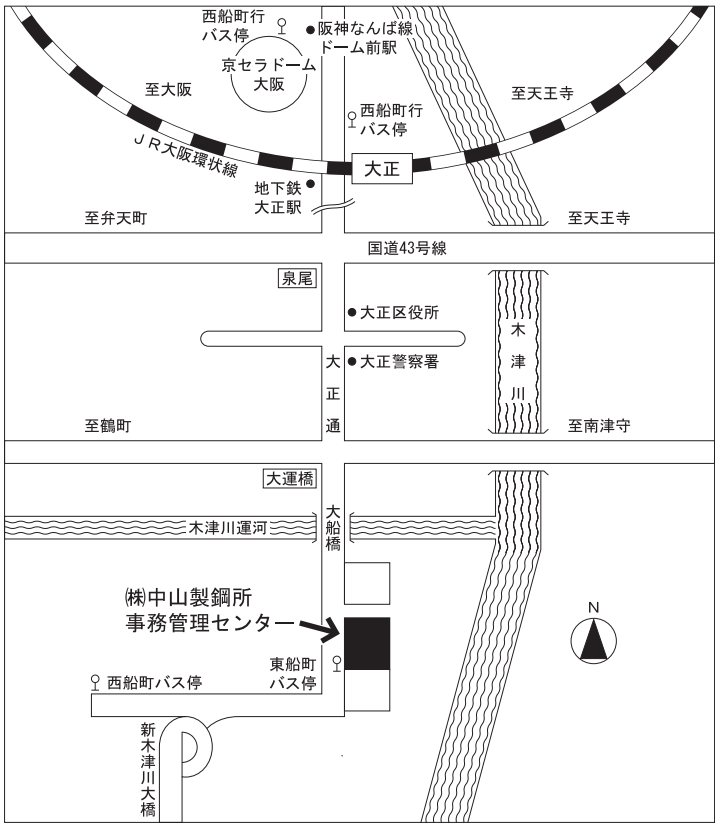

株式会社 中山製鋼所

証券コード　5408

第121回定時株主総会招集ご通知添付書類

第121期（平成26年度） 報告書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

CONTENTS

株主の皆様へ	P. 1
事業報告	P. 1
連結計算書類	P. 14
計算書類	P. 16
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本	P. 18
会計監査人の監査報告書　謄本	P. 19
監査役会の監査報告書　謄本	P. 20

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。
従って、本報告書に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主の皆様へ

平素は、格別のご厚情を賜り、心から厚くお礼申しあげます。

さて、当社は平成27年３月31日をもちまして第121期を終了いたしましたので、事業の概況等につきましてご報告申しあげます。



平成27年６月

代表取締役社長　森田　俊一

第121期事業報告　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、消費税増税の影響による個人消費の低迷が続いているものの、円高の是正や政府による経済対策等により雇用情勢や所得環境は改善傾向が続き、緩やかな景気回復基調で推移しました。一方で、中国やその他の新興国経済の減速や国内ではエネルギーコストの上昇など、先行き不透明な状況となっております。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、平成25年３月28日に発表しました事業再生計画に沿って、各部署で立案した収益改善施策を着実に実行し、事業再生２年目の当期は、連結および単独ともに計画を上回る収益をあげました。

[鉄鋼事業]

鉄鋼事業につきましては、主原料である購入鋼片の価格および電力やガス料金などのエネルギーコストが上昇しましたが、鋼材販売数量および鋼材販売価格はともに前連結会計年度に比べて改善いたしました。さらに、グループ全体でより一層のコスト削減を推し進めた結果、売上高は前連結会計年度に比べ、165億66百万円増収の1,463億67百万円、経常利益は14億69百万円増益の37億50百万円となりました。

[エンジニアリング事業・不動産事業]

エンジニアリング事業につきましては、鋳造ロール部門の受注増などの増収増益がありましたが、海洋部門における魚礁の受注減に伴う減益幅が上回ったことなどにより、売上高は前連結会計年度に比べ、92百万円増収の20億16百万円、経常利益は27百万円減益の１億93百万円となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保するとともに、名古屋遊休地の一部を

新たに賃貸したことなどにより、売上高は前連結会計年度に比べ、20百万円増収の６億41百万円、経常利益は91百万円増益の４億28百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、166億79百万円増収の1,490億25百万円、営業利益は13億７百万円増益の46億46百万円、経常利益は15億49百万円増益の38億27百万円となりました。特別利益には、固定資産売却益45億71百万円を計上しました。なお、前連結会計年度において特別利益に債務免除益602億９百万円と負ののれん発生益70億31百万円を計上しておりましたので、当期純利益は569億50百万円減益の91億21百万円となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は、前事業年度に比べ161億73百万円増収の1,071億38百万円となり、営業利益は15億87百万円増益の21億88百万円、経常利益は23億34百万円増益の14億67百万円、当期純利益は500億66百万円減益の72億13百万円となりました。前事業年度は経常利益のみ赤字でしたが、当事業年度おいて、経常利益が平成20年度（42億82百万円）以来６年ぶりの黒字となり、すべての利益で黒字を達成しました。

当期の期末配当につきましては、財務状況が大幅に改善されたものの当社は事業再生の途上にあることから、誠に遺憾ではございますが、前期の期末配当に引き続き、無配とさせていただきたいと存じます。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府および日銀の経済対策や金融政策による下支えにより、景気は緩やかに回復を続けていくものと予想されます。一方で、今年４月より電力料金の更なる値上げなどコスト負担の増加もあり、また為替や原燃料価格の動向など先行きの不透明感が懸念されます。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、事業再生計画に基づき、当社の主力事業である鋼材事業（鋼板事業および棒線事業）の収益力改善に向けて、引き続き高採算製品の拡販、歩留まり原単位の向上など工場の操業改善によるコストダウンに取り組み、為替を含む市況の変化に耐えうる強固な事業基盤を構築するとともに、顧客満足度の更なる向上に向け、グループ一体となってきめ細かな提案や対応を図るよう経営体制の強化ならびに財務体質の改善を図ってまいります。特に、本年６月には営業力を強化するため東京支店を開設し、関東および関東以北エリアの顧客へのサービスの強化ならびに国内、輸出販売の拡販に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後とも何卒ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

連結業績ハイライト（参考）

売上高

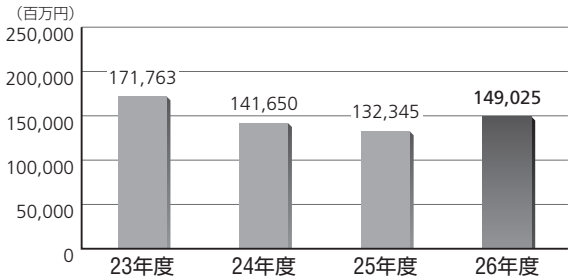

経常損益と当期純損益

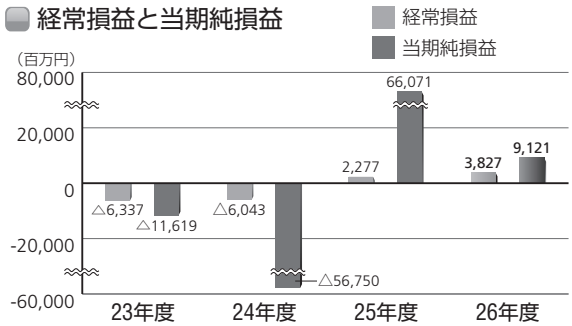

１株当たり当期純損益

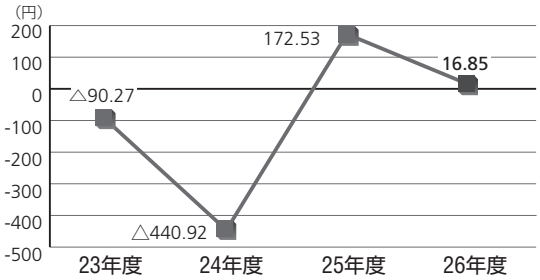

有利子負債

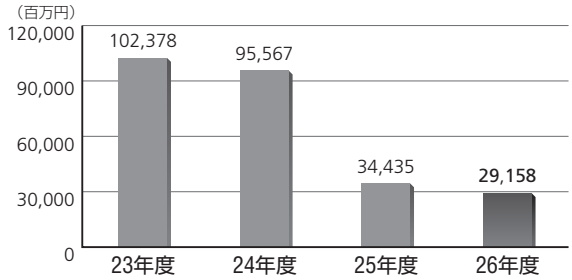

セグメント別連結売上高（平成26年度）

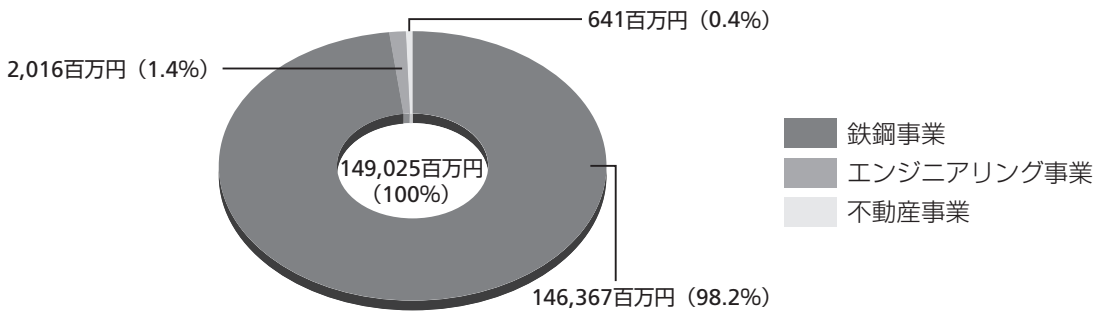

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は18億81百万円であり、主なものは既存設備の維持更新投資、省電力・省エネルギー対策投資等であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、重要な借入れ等の資金調達はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第118期 (平成23年度)	第119期 (平成24年度)	第120期 (平成25年度)	第121期 〔当連結会計年度〕 (平成26年度)
売上高(百万円)	171,763	141,650	132,345	149,025
経常損益(百万円)	△ 6,337	△ 6,043	2,277	3,827
当期純損益(百万円)	△ 11,619	△ 56,750	66,071	9,121
1株当たり当期純損益(円)	△ 90.27	△ 440.92	172.53	16.85
総資産(百万円)	204,786	109,736	123,372	126,899
純資産(百万円)	49,672	△ 15,863	52,668	62,451

(注) 1．△は損失を示しております。
2．1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3．第118期につきましては、売上高は円高を背景とした輸入鋼材の増加影響等により、鋼材販売量が減少し減収となりました。経常損益は、原燃料価格の上昇によるコストアップや在庫影響により減益となりました。また当期純損益につきましても、特別損失に厚板工場や遊休資産などの減損損失を計上しましたので損失となりました。
4．第119期につきましては、売上高は鋼材販売量、鋼材販売価格ともに前期を下回り大幅な減収となりました。経常損益は、鉄源多様化による主原料価格の引き下げ、厚板工場休止や人員削減による固定費の削減など徹底したコストダウン等により、前期とほぼ同水準の損失となりました。当期純損益につきましては、特別損失に鉄鋼事業用資産などの減損損失や棚卸資産評価損を計上しましたので大幅な損失となりました。
5．第120期につきましては、当期純損益は特別利益に債務免除益、株式交換による負ののれん発生益を計上しましたので、大幅な改善となりました。純資産につきましては、債務免除益の計上などにより利益剰余金が増加したことに加え、第三者割当増資の実行により資本金および資本剰余金が増加しました。また、株式交換を実行し連結子会社5社を完全子会社化したことにより、少数株主持分をすべて取り崩しましたが、負ののれん発生益の計上による利益剰余金と資本剰余金がそれぞれ増加しました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中山三星建材株式会社	300 百万円	100.00 %	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中山通商株式会社	96	100.00	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三星商事株式会社	46	100.00	鉄鋼製品、建築資材の販売
三星海運株式会社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
中山興産株式会社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理、警備保障等
三泉シヤー株式会社	60	100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売

(7) 主要な事業内容

区分	主要品目		
鉄鋼事業	鋼材	鋼板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
		条鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品
	鋼片、副産物等		
エンジニアリング事業	海洋（鋼製魚礁・増殖礁）、ロール、バルブ、機械加工等		
不動産事業	不動産の賃貸・売買		

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社・船町工場	大阪市大正区船町一丁目１番66号
東京営業所	東京都中央区日本橋二丁目15番５号 PMO日本橋二丁目 ９階
名古屋営業所	名古屋市中村区名駅三丁目22番８号 大東海ビル８階

（注）東京営業所は、平成27年６月１日付で東京支店として下記の住所に開設いたします。
新住所　東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア５階

② 重要な子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所および工場
中山三星建材株式会社	堺市堺区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、田布施工場(山口県)、丸亀工場、大分工場、都城工場、辰口工場（石川県）
中山通商株式会社	大阪市西区	大阪支店、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三星商事株式会社	大阪市西区	札幌営業所、関東営業所、浜松営業所、三重営業所、兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
三星海運株式会社	大阪市西区	東京営業所、清水営業所、武豊営業所（愛知県)、大分営業所、宮崎営業所
中山興産株式会社	大阪市大正区	
三泉シヤー株式会社	大阪市浪速区	

(9) 従業員の状況

事業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全社（共通）	合計	前期末比増減数
従業員数（名）	993	21	42	41	1,097	8名増

（注）1．従業員数は、就業人員数（当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む）であります。
2．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,405 百万円
株式会社地域経済活性化支援機構	5,493
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,879
三井住友信託銀行株式会社	2,661
株式会社あおぞら銀行	2,592
株式会社福岡銀行	2,389

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　700,000,000株

(2) 発行済株式の総数　630,792,561株（うち自己株式 2,690,130株）

(3) 株主数　12,107名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
新日鐵住金株式会社	107,087 千株	17.04 %
阪和興業株式会社	80,585	12.83
日鉄住金物産株式会社	54,085	8.61
大和PIパートナーズ株式会社	54,085	8.61
エア・ウォーター株式会社	47,298	7.53
中山三星建材株式会社	25,194	4.01
中山通商株式会社	22,664	3.60
三星海運株式会社	19,471	3.10
三星商事株式会社	19,337	3.07
大阪瓦斯株式会社	19,230	3.06

（注）持株比率は自己株式（2,690,130株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森　田　俊　一	
専務取締役	箱　守　一　昭	営業、購買、製造、エンジニアリング、安全防災、環境管理部門統括
常務取締役	中　村　佐知大	管理部門統括
監査役（常勤）	今　井　　武	
監　査　役	福　西　惟　次	
監　査　役	川野辺　弘　文	

（注）1．監査役福西惟次、川野辺弘文の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は福西惟次氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2．監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
(1) 監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(2) 監査役川野辺弘文氏は、他社において財務・経理部門で長年にわたり実務を経験され、さらに経理担当役員を経験されるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当事業年度中の取締役および監査役の異動
(1) 就任
平成26年６月26日開催の第120回定時株主総会において、新たに今井　武氏が監査役に選任され、就任いたしました。
(2) 退任
監査役守屋隆男氏は、平成26年６月26日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額	摘　要
取締役	3 名	51 百万円	
監査役	4	16	うち社外２名５百万円
計	7	68	

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．支給人員には、当事業年度中に退任した監査役１名が含まれております。
3．取締役の報酬限度額は、平成元年６月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外監査役	福　西　惟　次	該当事項なし	該当事項なし
	川 野 辺　弘　文	該当事項なし	該当事項なし

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外監査役	福　西　惟　次	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会23回のうち23回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、適宜質問、確認等、発言を行っております。
	川 野 辺　弘　文	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会23回のうち23回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、主に経験豊かな経営者としての見地から、発言を行っております。

③ 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款第37条に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑥ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、平成25年３月28日に株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定を受け、事業再生計画に基づいて、現在再建中であります。平成25年６月18日開催の第119回定時株主総会において、当社の組織運営体制は、分散化した権限を集約し意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を６名から法定最低人数である３名にスリム化するとともに、取締役３名のうち２名を外部招聘の新任取締役として選任し、経営体制の刷新を図りました。

現在当社は社外取締役を選任しておりませんが、今回の会社法改正の趣旨である企業価値向上のために、出身元が社外である取締役が取締役会の過半数を占め、十分に社外の視点を踏まえた経営が図られる体制を整えているとともに、経営再建中であるため、迅速な意思決定と可能な限りの経費節減が求められている当社において、社外取締役を置くことは相当でないと判断しました。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	51百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
合計	52百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は52百万円であります。

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第17条第１項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任 あずさ監査法人が再生エネルギー法施行規則第21条第２項第３号に定める公認会計士等の確認を実施しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任について、株主総会の議案として提出いたします。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

６．会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を周知徹底させるとともに中山製鋼所倫理ホットライン（内部通報制度）と倫理委員会を活用する。
- 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。

・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
・ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
・ 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会は、原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。
・ 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
・ 組織・業務運営については、本部制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り適切な経営管理を行い、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、グループ会社連絡会などで決定する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命する。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について随時監査役に報告する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。

（注）上記は、当事業年度中の基本方針であり、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）に対応し、平成27年４月30日付で一部変更をしております。

７．会社の支配に関する基本方針

⑴ 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

⑵ 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、平成20年６月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成23年６月29日開催の第117回定時株主総会および平成26年６月26日開催の第120回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様に本プランの継続をご承認いただきました。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b. 必要情報の提供

c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成29年６月開催予定の当社定時株主総会終了の時点まで（３年間）とします。また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

（注） 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	85,371	流動負債	27,333
現金及び預金	32,809	支払手形及び買掛金	19,407
受取手形及び売掛金	29,426	短期借入金	3,013
商品及び製品	11,205	未払金	1,354
仕掛品	1,937	未払費用	1,377
原材料及び貯蔵品	8,675	未払法人税等	218
繰延税金資産	543	未払消費税等	785
その他	867	賞与引当金	568
貸倒引当金	△ 93	その他	607
固定資産	41,528	固定負債	37,114
有形固定資産	34,435	長期借入金	26,145
建物及び構築物	3,880	繰延税金負債	5,030
機械及び装置	5,784	再評価に係る繰延税金負債	1,292
車両及び運搬具	208	環境対策引当金	124
工具器具及び備品	257	退職給付に係る負債	2,188
土地	23,950	負ののれん	1,116
リース資産	166	その他	1,215
建設仮勘定	188	負債合計	64,448
無形固定資産	173	（純資産の部）	
その他	173	株主資本	57,832
投資その他の資産	6,919	資本金	20,044
投資有価証券	3,831	資本剰余金	7,826
退職給付に係る資産	1,122	利益剰余金	30,732
繰延税金資産	2	自己株式	△ 771
差入保証金	1,736	その他の包括利益累計額	4,619
その他	306	その他有価証券評価差額金	1,262
貸倒引当金	△ 80	土地再評価差額金	3,332
		退職給付に係る調整累計額	24
		純資産合計	62,451
資産合計	126,899	負債純資産合計	126,899

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		149,025
売上原価		134,034
売上総利益		**14,990**
販売費及び一般管理費		10,344
営業利益		**4,646**
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	62	
負ののれん償却額	185	
持分法による投資利益	65	
その他	147	491
営業外費用		
支払利息	748	
賃借料	244	
その他	317	1,310
経常利益		**3,827**
特別利益		
固定資産売却益	4,571	4,571
特別損失		
固定資産売却損	60	
固定資産除却損	27	
特別退職金	13	101
税金等調整前当期純利益		**8,297**
法人税、住民税及び事業税	596	
法人税等調整額	△ 1,420	△ 824
少数株主損益調整前当期純利益		**9,121**
少数株主利益		—
当期純利益		**9,121**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	61,349	流動負債	18,139
現金及び預金	23,763	支払手形	317
受取手形	369	買掛金	11,796
売掛金	20,780	関係会社短期借入金	2,050
製品	3,809	未払金	996
半製品	2,647	未払費用	1,206
仕掛品	1,941	未払法人税等	95
原材料及び貯蔵品	6,963	賞与引当金	194
繰延税金資産	223	その他	1,483
その他	851	固定負債	31,185
貸倒引当金	△ 1	長期借入金	25,781
固定資産	36,308	繰延税金負債	2,162
有形固定資産	16,148	再評価に係る繰延税金負債	1,171
建物	1,581	退職給付引当金	1,097
構築物	595	環境対策引当金	124
機械及び装置	4,356	資産除去債務	420
車両及び運搬具	0	その他	427
工具器具及び備品	111	負債合計	49,325
土地	9,255	（純資産の部）	
リース資産	64	株主資本	44,175
建設仮勘定	183	資本金	20,044
無形固定資産	92	資本剰余金	16,977
ソフトウェア	7	資本準備金	16,977
その他	84	利益剰余金	7,753
投資その他の資産	20,067	その他利益剰余金	7,753
投資有価証券	1,951	繰越利益剰余金	7,753
関係会社株式	16,083	自己株式	△ 599
前払年金費用	682	評価・換算差額等	4,156
差入保証金	1,226	その他有価証券評価差額金	1,080
その他	123	土地再評価差額金	3,076
貸倒引当金	△ 0	純資産合計	48,332
資産合計	97,657	負債純資産合計	97,657

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		107,138
売上原価		99,409
売上総利益		**7,729**
販売費及び一般管理費		5,540
営業利益		**2,188**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	414	
その他	84	500
営業外費用		
支払利息	675	
その他	545	1,221
経常利益		**1,467**
特別利益		
固定資産売却益	4,484	4,484
特別損失		
固定資産除却損	22	
固定資産売却損	4	27
税引前当期純利益		**5,924**
法人税、住民税及び事業税	△ 316	
法人税等調整額	△ 972	△ 1,288
当期純利益		**7,213**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

株式会社　中　山　製　鋼　所
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　安　弘　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　　豊　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

株式会社　中　山　製　鋼　所
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　安　弘　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　　豊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要事業所である船町工場の業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社 中山製鋼所　監査役会

常勤監査役　今井　武　㊞

社外監査役　福西惟次　㊞

社外監査役　川野辺弘文　㊞

以　上

メモ

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領株主確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所　市場第一部
公告の方法	電子公告 http://www.nakayama-steel.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

（ご注意）

1．株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

単元未満株式をご所有の株主様へ
単元未満株式（1～999株）の買取・買増制度のご案内

当社では、市場でお取引できない単元未満株式（1～999株）の買取制度および買増制度を採用しております。手数料は無料ですので、ぜひご活用ください。

※買取制度：ご所有の単元未満株式（1～999株）を当社が買い取らせていただく制度です。
　買増制度：単元未満株式をご所有の場合に、あわせて1,000株にするのに必要な株式を当社から市場価格で買い増しすることができる制度です。

特別口座で株式をご所有の株主様へ

2009年1月5日から実施された株券の電子化に際して、株式会社証券保管振替機構（株券を証券会社を通じて「ほふり」に預託）をご利用されなかった当社株式につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」にその内容が記録されました。

特別口座においては、単元未満株式の買取をご利用の場合を除き、株式を売買することができませんので、特別口座で株式をご所有の株主様におかれましては、ご所有の当社株式を証券会社のお取引口座へお振替えされることをおすすめいたします。

【お問い合わせ先】

＜証券会社等の口座に株式をご所有の株主様＞
口座を開設されている証券会社等

＜特別口座で株式をご所有の株主様＞
三菱UFJ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

NAKAYAMA STEEL WORKS, LTD.
http://www.nakayama-steel.co.jp/

VEGETABLE OIL INK

この冊子は環境に配慮した植物油インキを使用しています。

（証券コード　5408）

平成27年６月10日

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連　結　注　記　表

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

第121期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

連結株主資本等変動計算書・・・・・・１ページ

連結計算書類の連結注記表・・・・・・２ページ

株主資本等変動計算書・・・・・・９ページ

計算書類の個別注記表・・・・・・10ページ

株式会社中山製鋼所

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載し、ご提供いたしております。

連結株主資本等変動計算書

自　平成26年 4月 1日
至　平成27年 3月31日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,044	19,498	9,369	△ 771	48,140
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	36	－	36
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,044	19,498	9,406	△ 771	48,177
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			9,121		9,121
自己株式の取得				△ 0	△ 0
欠損填補		△ 11,671	11,671		－
土地再評価差額金の取崩			533		533
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△ 11,671	21,326	△ 0	9,654
当期末残高	20,044	7,826	30,732	△ 771	57,832

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,074	3,713	△ 261	4,527	52,668
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	36
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,074	3,713	△ 261	4,527	52,705
連結会計年度中の変動額					
当期純利益					9,121
自己株式の取得					△ 0
欠損填補					－
土地再評価差額金の取崩					533
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	187	△ 381	285	91	91
連結会計年度中の変動額合計	187	△ 381	285	91	9,746
当期末残高	1,262	3,332	24	4,619	62,451

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

［連結注記表］

Ⅰ　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数　　６社

連結子会社の名称　中山三星建材㈱、中山通商㈱、三星商事㈱、三星海運㈱、中山興産㈱、三泉シヤー㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称　新星鋼機㈱、㈱サンマルコ、エヒメシャーリング㈱、他２社

連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

３．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社の数　　１社

持分法適用会社の名称　日鉄住金ボルテン㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称　非連結子会社：新星鋼機㈱、㈱サンマルコ、エヒメシャーリング㈱、他２社

関連会社　：㈱ＮＳ棒線、他３社

持分法を適用していない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないためであります。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

５．会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　…　移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法　…　時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法　…　主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

a 平成19年３月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

b 平成19年４月１日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　…　10～50年

機械及び装置　…　５～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるＰＣＢ廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社の退職給付債務については、退職給付に係る自己都合要支給額又は年金財政計算上の責任準備金の額を適用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

b. ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

③ ヘッジ方針

当社グループは社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

平成22年３月31日以前に発生した負ののれんは、20年間で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

６．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、退職給付に係る負債が36百万円減少し、退職給付に係る資産が６百万円増加し、利益剰余金が36百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ　連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　94,620　百万円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の帳簿価額

① 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	6,417	百万円
機械及び装置	4,337	
建物及び構築物	1,605	
工具器具及び備品	113	
車両及び運搬具	0	
合計	12,475	

② 工場財団以外の帳簿価額

土地	11,731	百万円
建物及び構築物	823	
機械及び装置	75	
工具器具及び備品	0	
小計	12,631	
定期預金	20	
売掛金	1,487	
投資有価証券	437	
合計	14,576	

③ 同上担保による債務残高

短期借入金及び長期借入金	26,441	百万円

(2) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	100	百万円

(3) 中山名古屋共同発電㈱の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	9	百万円

３．保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金等について保証しております。

従業員（住宅資金）	10	百万円
㈱サンマルコ	39	
エヒメシャーリング㈱	7	
合計	57	

４．受取手形割引高　749　百万円

５．土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年３月 31 日公布 法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 13 年３月 31 日公布 法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布 政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日　　平成 14 年３月 31 日

Ⅳ　連結損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げの影響額

売上原価　　△100百万円

Ⅴ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　630,792,561 株

２．当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　89,358,692 株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

Ⅵ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、有形・無形固定資産、退職給付に係る負債、賞与引当金、資産除去債務、たな卸資産等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、子会社株式取得に伴う子会社の資産の再評価差額、有形・無形固定資産、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産等であります。

Ⅶ　リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅷ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については原則として銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従い、実需の範囲内で、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しております。

借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達及び設備投資に係る資金調達であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 現金及び預金	32,809	32,809	－
(2) 受取手形及び売掛金 (*1)	29,333	29,333	－
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100	101	1
② その他有価証券	2,373	2,373	－
(4) 支払手形及び買掛金	(19,407)	(19,407)	－
(5) 短期借入金	(2,400)	(2,400)	－
(6) 長期借入金 (*3)	(26,758)	(26,743)	△15

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(*2) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。
(*3) 長期借入金に1年以内に返済予定の長期借入金残高を含めております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,357

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

Ⅸ 賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
11,674	△543	11,130	10,659

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
（注２）当連結会計年度末の時価は、原則として「不動産鑑定評価基準」による方法（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）で算定した金額であります。ただし、重要性に乏しい物件については、一定の評価額に基づく価額等により評価しております。

X　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	115 円 34 銭
１株当たり当期純利益金額	16 円 85 銭

（算定上の基礎）

１株当たり当期純利益金額	
連結損益計算書上の当期純利益	9,121百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	9,121
普通株式の期中平均株式数	541,436 千株

XI　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

自　平成26年 4月 1日
至　平成27年 3月31日

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	20,044	24,895	3,753	28,649	△11,671	△ 599	36,422
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	6	－	6
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,044	24,895	3,753	28,649	△11,665	△ 599	36,429
事業年度中の変動額							
当期純利益					7,213		7,213
自己株式の取得						△ 0	△ 0
準備金から剰余金への振替		△ 7,918	7,918	－			－
欠損填補			△11,671	△11,671	11,671		－
土地再評価差額金の取崩					533		533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	△ 7,918	△ 3,753	△11,671	19,418	△ 0	7,745
当期末残高	20,044	16,977	－	16,977	7,753	△ 599	44,175

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	955	3,471	4,426	40,849
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	6
会計方針の変更を反映した当期首残高	955	3,471	4,426	40,856
事業年度中の変動額				
当期純利益				7,213
自己株式の取得				△ 0
準備金から剰余金への振替				－
欠損填補				－
土地再評価差額金の取崩				533
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	124	△ 394	△ 270	△ 270
事業年度中の変動額合計	124	△ 394	△ 270	7,475
当期末残高	1,080	3,076	4,156	48,332

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[個別注記表]

Ⅰ　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式　…　移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの　…　移動平均法による原価法によっております。

２．デリバティブの評価基準及び評価方法　……　時価法によっております。

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法　……　総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年３月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 平成19年４月１日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　…　10～50年

機械及び装置　…　５～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるＰＣＢ廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

６．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

(3) ヘッジ方針

当社は社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

７．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

８．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首において、退職給付引当金が２百万円減少し、前払年金費用が６百万円増加し、繰越利益剰余金が６百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ　貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　81,923　百万円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の帳簿価額

① 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	5,590
機械及び装置	4,259
建物	1,044
構築物	467
工具器具及び備品	105
車両及び運搬具	0
合計	11,468

② 工場財団以外の帳簿価額

土地	3,296	百万円
建物	372	
小計	3,669	
売掛金	1,487	
投資有価証券	422	
合計	5,578	

③ 同上担保による債務残高

短期借入金及び長期借入金　25,781　百万円

(2) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券　100　百万円

(3) 中山名古屋共同発電㈱の操業及び定期検査等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券　9　百万円

３．保証債務

従業員の金融機関借入金について保証しております。

従業員（住宅資金）　10　百万円

４．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,335	百万円
短期金銭債務	4,142	

５．土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年３月 31 日公布 法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 13 年３月 31 日公布 法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布 政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日　平成 14 年３月 31 日

Ⅳ　損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	34,061 百万円
仕入高	15,465
営業取引以外の取引による取引高	672

２．通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げの影響額

売上原価	△102 百万円

Ⅴ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,690,130 株

Ⅵ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、有形・無形固定資産、退職給付引当金、賞与引当金、たな卸資産等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、有形・無形固定資産、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、前払年金費用等であります。

Ⅶ　リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅷ　関連当事者との取引に関する注記

(1)　親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注２）	科目	期末残高（注２）
主要株主	新日鐵住金㈱	東京都千代田区	419,524	鉄鋼製品の製造販売等	被所有 直接 19.7%	鋼材の販売、鋼片の購入等	鋼材の販売（注１）	28,397	売掛金	922
							鋼片等の購入(注１)	14,171	買掛金	82
							保証金の差入	―	差入保証金	990
主要株主	阪和興業㈱	大阪市中央区	45,651	鉄鋼・非鉄・金属・原燃料の売買等	被所有 直接 14.8%	鋼材の販売、鋼片の購入等	鋼材の販売（注１）	15,335	売掛金	2,104
							鋼片等の購入(注１)	32,849	買掛金	6,416

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注２）　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注３）	科目	期末残高（注３）
子会社	中山三星建材㈱	堺市堺区	300	鉄鋼製品の加工販売	所有 直接 100.0%	当社製品の加工販売	鋼材等の販売(注１)	4,440	売掛金	1,162
子会社	中山通商㈱	大阪市西区	96	鉄鋼製品、原燃料などの販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販売及び当社原料資材の納品	鋼材等の販売（注１）	21,770	売掛金	6,781
							原料資材の購入(注１)	6,926	買掛金	1,294
子会社	三星商事㈱	大阪市西区	46	鉄鋼製品、原燃料などの販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	鋼材等の販売（注１）	2,916	売掛金	819
子会社	三星海運㈱	大阪市西区	56	製品、半製品、原料等の運搬	所有 直接 100.0%	当社製品、半製品、原料等の運搬	資金の借入・返済（注２）	―	短期借入金	1,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注２） グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しております。当該ＣＭＳ取引における貸付金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額はＣＭＳによる借入額と返済額を相殺し、純額を記載しております。

（注３） 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅸ １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　76 円 95 銭

１株当たり当期純利益　11 円 48 銭

(算定上の基礎)

１株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純利益	7,213 百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	7,213
普通株式の期中平均株式数	628,105 千株

Ⅹ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。